明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（資格者証の交付の申請）

**第十七条の三十二**　法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四第一項並びに第十七条の三十五第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

４・５　（略）

（資格者証の記載事項及び様式）

**第十七条の三十三**　法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　交付を受ける者が法第二十六条第五項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

２・３　（略）

（資格者証の記載事項の変更）

**第十七条の三十四**　資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一・二　（略）

三　資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

２　前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十二第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

３　（略）

**第十七条の三十五**　（略）

（資格者証の有効期間の更新）

**第十七条の三十六**　（略）

２　第十七条の三十二第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

３　（略）

**第十七条の三十七～第十七条の四十一**　（略）

（資格者証の交付の申請）

**第十七条の二十九**　法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十一第一項並びに第十七条の三十二第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十一において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

４・５　（略）

（資格者証の記載事項及び様式）

**第十七条の三十**　法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

２・３　（略）

（資格者証の記載事項の変更）

**第十七条の三十一**　資格者証の交付を受けている者は、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一・二　（略）

三　資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の二十九第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

２　前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の二十九第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

３　（略）

**第十七条の三十二**　（略）

（資格者証の有効期間の更新）

**第十七条の三十三**　（略）

２　第十七条の二十九第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

３　（略）

**第十七条の三十四～第十七条の三十八**　（略）